

## 第2期島根県国民健康保険運営方針（R6～11） 概要版

### 第1章 基本的事項（P1）

#### 1 策定の目的

県と市町村、島根県国民健康保険団体連合会等が一体となって、保険者事務を共通認識の下で実施するとともに、県による安定的な財政運営並びに市町村の事務運営の広域化・効率化を推進するため、国保運営方針を策定する。

#### 2 根拠規定

国民健康保険法第82条の2

#### 3 対象期間と検証・見直し

令和6年度から令和11年度（6年間）。3年ごとに検証し、必要な見直しを行う。

### 第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し（P3）

#### 1 市町村国保被保険者数の現状

本県の国保加入世帯及び被保険者数は減少傾向にあり、近年、団塊の世代が後期高齢者制度へ移行し、その傾向は加速している。なお、財政運営が不安定になると言われる3千人未満の小規模保険者は、県内に10町村あり、半数以上となっている。

#### 2 島根県の医療費の動向と将来の見通し

今後も被保険者の減少に伴い、医療費は減少傾向が続くが、一方で1人当たり医療費は増加していくと予想される。

#### 3 財政の状況

国保財政を安定的に運営していくためには、収支が均衡していることが重要である。現状、県は順調な事業運営を行い、市町村は法定外繰入等のない適正な会計処理を行っている。

#### 4 財政安定化基金・財政調整基金

県に財政安定化基金・財政調整基金を置き、これら基金を活用し、国保財政基盤の一層の安定化に努める。

### 第3章 市町村における保険料の標準的な算定方法と納付金（P10）

#### 1 現状

県は、納付金を市町村ごとに決定し、納付金や国庫補助金等を財源として、保険給付費やその他の必要な費用を支払う。市町村は、納付金を納付するために、それぞれの条例に定められた方法により保険料を賦課する。

#### 2 納付金の算定方法

県全体で必要となる納付金総額を、各市町村の医療費水準、所得の水準及び被保険者数等に応じて、各市町村に按分する。

#### 3 年度間の財政調整

個々の市町村の事情によらない上昇には、財政調整基金等を活用し、急激な保険料負担増となることがないように適宜調整を実施する。

#### 4 標準的な保険料算定方法

県は納付金額を踏まえ、推計可能な歳入歳出を調整し、市町村ごとに実績を反映させた収納率を乗じて算定する。市町村は、これを参考に自らの保険料を決定する。

#### 5 保険料水準の統一に向けた取り組み

国保の安定的な財政運営や急激な保険料負担の増加を抑制する観点から、保険料水準の統一がある。現行では、各市町村の保険料は医療費水準など様々な要因によりその差は大きく、直ちに保険料水準を統一することは難しい。そのため、連携会議等において保険料水準統一のあり方や各課題について、中間見直し時に向けて議論を進める。

## 第4章 保険料の徴収の適切な実施 (P13)

### 1 現状

- ・ 本県（市町村平均）の収納率は上昇傾向にあるとともに、長年、全国1位を維持している。

### 2 収納対策

- ・ 市町村ごとに直近3年間の平均収納率を今後3年間の収納率目標に設定する。
- ・ 各市町村において、収納率目標達成および強化のための必要な取組を行う。

## 第5章 保険給付の適切な実施 (P16)

### 1 現状

- ・ レセプト点検の実施
- ・ 第三者求償事務の実施
- ・ 不正請求事務への対応

### 2 具体的な取組

- ・ 事務処理ルール標準化等の取組を推進

## 第6章 医療費の適正化の取組 (P18)

### 1 現状

- ・ 特定健康診査の受診率（R3年度45.9%）、特定保健指導実施率（R3年度28.5%）
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業（受診勧奨、保健指導等）や体制構築実施18市町村（R3年度）
- ・ 医療費や後発医薬品使用に係る通知の実施19市町村（R3年度）

### 2 具体的な取組

- ・ 第4期島根県適正化計画（R6～11）の推進
- ・ 国の保険者努力支援制度における評価項目の積極的実施
- ・ 各市町村に対する個別助言（KDBシステムを活用した要因分析、対策検討等）ほか

## 第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進 (P22)

### 1 現状

- ・ 各種資格証の様式の統一（一体化を含む）、更新時期の統一（全市町村）
- ・ 高額療養費の支給申請の勧奨（全市町村）、2回目以降の支給申請手続きの簡素化の推進
- ・ 限度額適用認定証の更新申請勧奨（13市町村）
- ・ 国保の「市町村事務処理標準システム」の導入推進（14市町村）

### 2 具体的な取組

- ・ 被保険者証等の廃止後においても、できる限り統一的な対応基準を検討し、円滑な制度運用を実施する。
- ・ 令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した「標準準拠システム」への移行について、市町村は必要な取組を行い、県は関係機関と連携し、情報提供等の支援を行う。

## 第8章 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携 (P25)

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、KDBシステム等を活用した保健事業等の実施を推進
- ・ 島根県保健医療計画など他の計画との整合性を確保するとともに、関連する部署との一層の連携強化

## 第9章 施策の実施のための体制 (P26)

- ・ 島根県国民健康運営協議会を開催し、運営状況等について報告・協議する。
- ・ 島根県市町村国保広域化等連携会議や部会を通じ、国保運営の課題を検討、連絡調整を図る。